

犯罪の国際化及び組織化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案要綱

第一 刑法の一部改正

一 国外犯処罰

第九十八条（贈賄）の罪を、国民の国外犯とするものとする。（第二条関係）

二 封印等破棄

公務員が施した封印若しくは差押えの表示を損壊し、又はその他の方法によりその封印若しくは差押えの表示に係る命令若しくは処分を無効にした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとする。（第九十六条関係）

三 強制執行妨害目的財産損壊等

強制執行を妨害する目的で、1から3までに掲げる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとし、情を知って、3に規定する譲渡又は権利の設定の相手方となつた者も、同様とすること。（第九十六条の二関係）

1 強制執行を受け、若しくは受けるべき財産を隠匿し、損壊し、若しくはその譲渡を仮装し、又は債務の負担を仮装する行為

2 強制執行を受け、又は受けるべき財産について、その現状を改変して、価格を減損し、又は強制執行の費用を増大させる行為

3 金銭執行を受けるべき財産について、無償その他の不利益な条件で、譲渡をし、又は権利の設定をする行為

四 強制執行行為妨害等

1 偽計又は威力を用いて、立入り、占有者の確認その他の強制執行の行為を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとする。〔第九十六条の三第一項関係〕

2 強制執行の申立てをさせず又はその申立てを取り下げさせる目的で、申立権者又はその代理人に対して暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とすること。〔同条第二項関係〕

五 強制執行関係売却妨害

偽計又は威力を用いて、強制執行において行われ、又は行われるべき売却の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとする。〔第九十六条の四関係〕

六 加重封印等破棄等

報酬を得、又は得させる目的で、人の債務に関して、二から五までの罪を犯した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとする。〔第九十六条の五関係〕

七 公契約関係競売等妨害

偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとする。〔第九十六条の六第一項関係〕

第二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正

一 目的

法律の目的に、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を実施するため」を加えるものとする。

(第一条関係)

二 犯罪収益の定義

次に掲げる財産を犯罪収益に加えるものとする。 (第二条第二項関係)

1 財産上の不正な利益を得る目的で犯したイ又はロに掲げる罪 (本法による改正前の別表に掲げるものを除く。) の犯罪行為により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

イ 別表第一第一号、第二号、第四号若しくは第五号又は別表第二に掲げる罪

ロ イに掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮^ニの刑が定められている罪

2 第二の四の罪の犯罪行為である共謀をした者が、その共謀に係る犯罪の実行のための資金として使用する目的で取得した財産

3 第二の五の罪の犯罪行為により供与された財産

三 組織的な強制執行妨害行為の処罰

1 第一の二から第一の五までの罪に当たる行為が、団体の活動として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとする。 (第三条第一項関係)

2 団体に不正権益を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で、第一の二から第一の五までの罪を犯した者も、1と同様とすること。 (第三条第二項関係)

四 組織的な犯罪の共謀の処罰

1 イ又はロに掲げる罪に当たる行為で、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるも

の遂行を共謀した者は、それぞれイ又はロに定める刑に処するものとし、ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除するものとする。〔第六条の二第一項関係〕

イ 死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪 五年以下の懲役又は

禁錮

ロ 長期四年以上十年以下の懲役又は禁錮の刑が定められている罪 二年以下の懲役又は禁錮

2 1イ又はロに掲げる罪に当たる行為で、団体に不正權益を得させ、又は団体の不正權益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるものの遂行を共謀した者も、1と同様とすること。〔第六条の二第二項関係〕

五 証人等買収の処罰

1 イ又はロに掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をしないこと、若しくは虚偽の証言をすること、又は証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造すること、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用することの報酬として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処するものとする。〔第七条の二第一項関係〕

イ 別表第一に掲げる罪

ロ イに掲げるもののほか死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪

2 1イ又はロに掲げる罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合、又は1イ又はロに掲げる罪が、団体に不正權益を得させ、若しくは団体の不正權益を維持し、若しくは拡大する目的で犯された場合において、1の罪を犯した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処するものとする。〔第七条の二第二項関係〕

六 その他

犯罪収益の拡大に伴い、没収保全、追徴保全、捜査機関等への情報提供及び国際共助手続の対象となる犯罪を拡大するほか、所要の規定の整備を行うものとする。

第三 条約による国外犯処罰

第二の四の罪並びに組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律、爆発物取締罰則、暴力行為等処罰に関する法律、細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律及びサリン等による人身被害の防止に関する法律に規定する罪の一部につき、刑法第四条の二の例に従うものとする。

第四 地方税法及び国税徴収法の一部改正

滞納処分に関する罪の罰金刑を引き上げること。

第五 附則

- 一 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとし、ただし、第三は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日から、第四の一部は、地方税法等の一部を改正する法律中関係する改正規定の施行の日から施行するものとする。〔附則第一条関係〕
- 二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。〔附則第二条ないし第十条関係〕